

秋田県介護支援専門員連絡協議会 広報

【特集】介護支援専門員の今後を展望する

平成20年12月13日(土)午後3時、北秋田市のダイニングバーにて、「日本介護支援専門員協会(以下「日本協会」)」木村隆次会長と「秋田県介護支援専門員連絡協議会(以下「秋田県支部」)」福本雅治会長との対談が実現した。

「日本協会」と「秋田県支部」、そして介護支援専門員の今後について、おおいに語っていただいた。



木村 隆次 日本介護支援専門員協会会長
福本 雅治 秋田県介護支援専門員連絡協議会会長

【目次】

【特集】介護支援専門員の今後を展望する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 8

- ◆日本協会と秋田県支部の役割
- ◆介護支援専門員の育成
- ◆どうなる？ 介護保険制度改正
- ◆主任介護支援専門員の役割と国家資格化
- ◆会費の値上げについて
- ◆日本介護支援専門員協会全国大会の開催について
- ◆秋田県支部会員へのメッセージ

「各地区研修報告」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 - 11

「ケアマネペンリレー」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

「日本介護支援専門員協会」ホームページ便り・・・・・・・・・・ 13

<各地区インフォメーション>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 - 15

【お知らせ】秋田県健康福祉部長寿社会課より・・・・・・・・・・ 16 - 18

【お知らせ】秋田県長寿社会振興財団(LL財団)より・・・・・・・・・・ 19

「事務局便り」(理事会・部会報告等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

◆「日本協会」と「秋田県支部」の役割

木村 私は本部・支部という感覚が好きではない。お互いに役割分担というものがある。介護保険制度からすれば、「制度」「報酬改定」「指導監督」など厚生労働省との関わりは日本協会側が担っていけばいい。秋田県支部には主任研修や専門研修、更新研修を秋田県からきちんと受けることのできる指定機関となって欲しい。研修を確実なものにしていくためには2つのものが背景として考えられる。1つ目は講師となる介護支援専門員の質の担保。秋田県支部の会員には講師としての標準化やスキルアップが求められ、日本協会はそのスキルアップのお手伝い、例えば日本協会発行のテキストでお手伝いすることが可能。2つ目は講師や受講生にテキストを購入してもらい、そのうちの幾らかを秋田県支部にお返ししていく。それは秋田県支部の財源確保にもつながる。この2つは、日本協会と秋田県支部との連携と言える。

福本 秋田県の場合、地区の組織があって、秋田県支部があって、そして最終的には日本協会がある。その中で地区組織の役割はネットワーク作りだろう。秋田県支部の役割は県内1,200人の研修のあり方をどう導いていくのか、質が確保されたその研修をどう継続させていくか、自らの手でどう会員達を育てていくのか。その視点は秋田県からの指定機関となっていくための経過でもある。介護支援専門員としての質の確保は各都道府県支部が行っていく。そこで日本協会にお願いしたいのは、そうやって質が上がってきた介護支援専門員に見合った報酬要求や制度改正を、国や厚生労働省に強く働きかけていただきたい。

◆介護支援専門員の育成・・・研修と指導者の育成

木村 研修に限って言えば、平成21年度は、テキストの内容や人材確保など、研修の中味まで掘り下げて考えていかなければいけない年。日本協会はテキストを発行します。効率よく研修が出来るよう日本協会と秋田県支部が連携して体制作りに努めたい。

福本 秋田県支部と各都道府県との連携には、日本協会のサポートが必要不可欠。各都道府県のつながりを日本協会には広く発信していただきたい。

木村 専門研修Ⅰ過程・Ⅱ課程を「単位研修」と言って、秋田県支部で受講できない時に、岩手県や青森県で研修を受講でき、尚且つ単位を取得できる仕組みづくりを進めている。そうすると具体的に受講するとなった時に、研修内容の標準化とeラーニングが整備されれば、ある一定の期間を拘束されなくても済むし交通費などの負担を軽減できる。一番近い話としてeラーニングを整備していく時には、47都道府県支部の研修担当の会員に集まって、それを精査してもらいたい。実際にやるのかやらないではなく、やります。そうやって出来上がったeラーニング、日本協会が秋田県の県庁職員に対してアクションを起こす。



福本 そうすれば県の意識も上がっていきますね。ただ、そうなった時に、演習の部分や実技の部分というものがあるので、その講師としては会員が担っていかなければいけない。今は実際に専門Ⅰ課程・Ⅱ過程に関しては、会員が講師として担ってはいるが、さらにバージョンアップを図ってい

くための講師陣の研修というものも考えていかなければならない。日本協会にお願いしたいのは、講師を「育てる」研修を開催してもらいたい。また、主任介護支援専門員研修の指導者養成には、平成21年度は秋田県支部の会員を送りたい。

木村 その研修指導者養成も毎年遅いのが実情。平成21年度は5月連休明けから行わないと、地元に戻った指導者を活かさない。主任介護支援専門員の資格に関しては、質は上がる、資格は取れる、報酬で加算の対象となる、といいことづくめ。自分を活性化させるためにも多くの会員から主任介護支援専門員を取得して欲しい。

福本 県内を見渡すと、主任介護支援専門員やその指導者になる人材はいると思っているし、秋田県支部自前で育てていくことも可能だと思っている。そうすることで秋田県支部が今以上に力を付けていけるとも思っている。

木村 青森では、指導者養成の研修を受講したのが6人だったかな。今となっては、その6人が研修の中核を担っている。やりたいからやらせるではなく、いかにセンスの良い人に指導者になってもらうかも大切。

福本 秋田県支部での協議会が立ち上がって6年7年になるので、もうそういったものに目標を持っていかなければいけない。

◆ どうなる？介護保険制度改正

福本 介護支援専門員に関する介護報酬改定について居宅介護支援の基本単価に関してはまだはっきりとは言えないにしても、加算の部分については報酬が上がるような雰囲気と聞いていましたが、実際に介護給付費分科会の中では報酬改定のどのようなところが議論されましたか。

木村 まずは経営実態調査の結果です。事業所の経営が単純に黒字か赤字か。今回の調査では、12種類有るサービス事業所の中で、居宅介護支援事業所と小規模多機能の2事業所だけが赤字だった。小規模多機能は出来たばかりなので抜いたとして、居宅介護支援事業所は過去を見ると2回続けてマイナスとなっていて、断トツの赤字経営と言える。被害者意識ではないけれど、介護支援専門員はケアマネジメントの要の中の要であると評価され、加算が付いた。しかし、それは経営をする側にはそうかも知れないが、聞こえてくるのは、ケアプランの内容が果たして「自立支援」のプランになっているのかと。そこで私が言ったのは、ケアマネジメントの質は2年前に比べると徐々に上がってきている、そこは評価してもらわないと困るのだと。

また、伏線として、2月3月に後期高齢者医療制度を決める段階で、介護支援専門員の立場が明確に退院調整の中に含まれたことが挙げられる。ところが入院調整の部分では流れに乗せることは出来なかった。実際には入院の部分で、介護支援専門員が担当している利用者と一緒に医療機関と連携を取っている実績はあった。利用者が安心して入院・退院できる仕組みに加算を付けたかったが、結果として、医療が苦手だと言われている介護支援専門員には逆転のチャンスになったと思っている。



さらにキーワードとして、「独り暮らし高齢者」「認知症高齢者」への対応が加算として評価された。これも会員の皆さんから書いていただいた実態調査の賜物と言える。誰を「独り暮らし」や「認知症」とする要件はまだ分からないが、言葉を変えれば、要件さえ満たせば今まで通りの業務をこなすだけで加算が入ってくるということ。いくら金額になるのかも分からないが、基本単位に何千円かのプラス、もしくは何十パーセントかのプラスとなり、一生懸命やってくれている介護支援専門員に入ってくるお金が「当たり前のお金」として収入となる。

今回の介護報酬改定の裏には、利用者の代表者がものすごく私たちを推してくれたことが挙げられます。「介護支援専門員はしっかりしてきている、頑張っている」と。全国老人クラブ連合の会長や認知症介護の会の会長の声は、実際に私の声よりも本当に大きかった。それに会員皆さんからの客観的データが合わさって、非常に前に行けた。

福本 今までの改正での評価を見ると、サービス担当者会議が開催されない、医療との連携が弱い、介護支援専門員としての力量に欠けているなどの声が多かった。だけれど今回の改正で標準担当者数が35人になって、実際には色々な縛りは出てきたにしても、サービス担当者会議が開催されるようになってきて、完全ではないにしても医療と連携も図れるようになり、加えて支援経過もきちんと書かれている。本来、担当者数が多くて悲鳴をあげてあったものが、担当者数を減らしたことで、ある程度適切なケアマネジメントがされるようになってきたと思う。しかし、まだまだ不十分という声も聞く。そういった声のデータ化も求められるのではないかな。

木村 そもそもアセスメントの力だと思う。医療が苦手なのではなくて、利用者が在宅で暮らしていくために、健康的に生活していくためには、自ずと医療系のサービスが入ってこなくてはおかしい。私はまだまだ専門研修の内容が偏っている気がする。来年度には日本協会と厚生労働省が主体となって、研修内容を見直します。本来あるべき他面的な方向からの研修を組み立てていきます。また、主任介護支援専門員を作ったということは、主任介護支援専門員が配置されている事業所とか、地域包括支援センターに配置されている主任介護支援専門員が横から教えてくれる、必要に応じて厚いカンファレンスが出来るから、その事業所は質が高いと評価できる。

◆ 主任介護支援専門員の役割と国家資格化

福本 主任介護支援専門員は、居宅介護支援事業所や介護保険施設でスーパーバイザーとしての機能を担っていかなければいけない。様々な助言・支持が、悩みを抱える介護支援専門員の活力となる。

木村 主任介護支援専門員がいて3人でも4人でも介護支援専門員がいる事業所は、事業所内で研修が出来る。専門研修とは別に、看護師や社会福祉士、介護福祉士といった専門職それぞれで指摘・刺激しあって成長することも可能。さらにいい方向に向かっていてもらいたい。

福本 将来的には主任介護支援専門員が組織化して、医師会や薬剤師会などに医療との連携を働きかけるアクションも起こしていかなければならない。

木村 介護支援専門員の国家資格化も目指している。議論の中では、主任介護支援専門員のみを国家資格にすればいいのではないかなという案もある。ある意味、理にかなっているとも思う。例えば、栄養士と管理栄養士とか、看護師と准看護師とか、自分としてはそういった感じにはしたくないけれども、資質の担保として見た場合に「指導」できる技術に長けているという意味もあるのかなと思う。だから主任介護支援専門員だけを国家資格にとは思っていません。今ある中で、誰が誰を指導していくのかという仕組みを作ってからのことだと考えている。

福本 改正の中で、ケアマネジメントの質の向上を評価していくという流れは出来ている。秋田県支部としては、介護支援専門員の課題をどう普段から意識していくのかがいかに必要かと考えさせられている。

木村 例えば秋田県支部が研修で使える資料を、いわゆる教科書を標準化して作ったとして、それが突出して素晴らしいものだったとしても、国は認めてくれない。47都道府県の介護支援専門員全員がその教科書で学ばなければ意味がない。さらには今流行のコーチングなど、科学的なものを取り入れていきたいとも考えている。日本協会と厚生労働省が作ったものを秋田県支部が使うのではなく、全国の介護支援専門員が一緒になって作っていかねばいけない、いや、やらねばいけない。国の介護支援専門員に対する期待感は非常に大きい。

福本 秋田県支部でも今年遅ればせながら「調査・研究部会」を立ち上げました。介護支援専門員の様々な課題なり今後の方針なりを集計して分析してデータ化して、それを日本協会に上げていこうという、秋田県支部として訴えていくものを作っていこうとしている。日本協会はそれを国や政府と交渉する上でのデータとして利用していただきたい。反対にそれをどう秋田県支部の会員に活かせるのかが今後の課題でもある。

木村 もしそういったデータの中に報酬がらみのことがあるとすれば、報酬改定の話合いの時に使わせていただきたいと思うし、それは次の改定の時まで繋がっていけるとも思う。平成18年度の改正と今回の改正で一番大きく違うのは、そうゆう調査データがあったかどうか。

福本 今後もより裏づけとなるデータが必要とされる。数字だけではなくて、客観的な評価というものをどうやって情報として集めるか。また外部の人からの評価もどううまく取り入れていくのか。それが今後の課題となりそうですね。

◆ 会費の値上げについて

福本 平成21年度からの日本協会の年会費の値上げについては、11月23日の全国総会で決定になった。秋田県支部では、日本協会の会費が上がることについて、全員が了解している訳ではないし、条件付きでの了解という形を取らせてもらった。やはり会費が上がった部分に関しては、何らかの形で会員にキチンと返していかなければいけない。日本協会では、値上げとなった部分をどうやって会員に還元していくお考えですか。



木村 まずは議論として、年2,000円でもやれるのではないかと、という話がありました。当所は、いずれ法人を取るために現任者の半分以上の参加が必要だと考え、会費をかなり低く設定していました。しかしそれには条件があった。会員へは、ホームページなりメールマガジンなりで情報を提供していく、つまり、印刷費、郵送費はないという状況で考えていたのです。現在45,000人ほどの会員から所属してもらっている訳ですが、実際やってみたら、メールを使える人が全体のうち16,000人ほどしかいない。残りの人はメールを送りたくても送れない。そのようなことは、去年の

春あたりから調査をしてきて見えてきたもの。今後、会費を上げて何をするのか、となった時に、「JCMA通信」（仮称：日本介護支援専門員協会通信）といった新聞や情報誌を、最低年4回以上発行していくということをお約束する。それが入った会費の値上げという部分大きい。東京に事務所を構えて職員を雇っている訳です。それにも少なからずお金がかかる訳です。80円の郵送費、印刷代、紙代、それを詰め込む人件費……。とてもじゃないけど、今の会費だとやっていけない状況にあるのです。

また、秋田から東京に出てもらうにもお金が掛かります。今は健全な経営をしていないと言われればそれまでですが、東京での会議は秋田県支部でお金を出してもらっている訳です。私は、それはフェアではないと思っています。日本協会は全国組織なのだから、会場費用や交通費など都道府県の負担を平等にして、そして総会をやるとか会議をやるとか、そういう風にしていかなければいけないと思っています。

よく言われるのは、会員一人ひとりに対しての利益は何だ、と。私は、日本協会に入っていること自体がメリットだと思う。これは、私から会員へ宿題を出させてもらって、その回答を会員から集約してもらい、それを報酬などに跳ね返していく。できるものは会員みなで分担してやろう、日本協会でないといけないものは日本協会がやる。秋田県支部でないといけないものは秋田県支部にお任せする。更には将来あるだろうeラーニングには、会員には低価格で、中央の最先端の情報や技術を、自宅のパソコンやホールなどのスクリーンを通して学ぶことが出来る仕組みを作っていきます。前段の印刷物をアナログで郵送しますという話と、このeラーニングのデジタル部分は噛み合わないという話もあるのですが、eラーニングの仕組みさえ出来れば、会員の皆さんがメールなどを使えるようになるにとらんでいる。インターネットのホームページを皆さんが見られるようになれば、会費を低価格に戻すことも有り得る訳です。

あとは、5,000円割る12ヵ月と考えてもらいたい。1ヶ月約416円。それこそ将来的には、研究雑誌のような内容の雑誌が、毎月送られてくるようなことも考えたい。

福本 今回は5,000円の会費になるということで、何をやってもらえるのかが分からないというのが、会員の抵抗な訳です。今、木村会長がおっしゃったようなことが、来年度以降に確実にやってもらえる、各会員がメリットを肌で感じる事が出来るようになれば、そのぐらい拒否はないように思う。他の職能団体、例えば社会福祉士会だとか看護協会だとかの年会費に比べたらまだ安い。そうした場合に、まだ安いという理由で、何年か後にまた会費を上げるのではないかと危惧している。

今回の介護報酬改定の中で、日本協会がどう動いてきたのかというのは、今日の研修会に参加した会員は分かる訳ですが、それが、末端の会員にまでは浸透していない。介護報酬の改定は、厚生労働省が決めてくれたと感じている会員も多くいると思う。

木村 だから今日やった研修会のような内容で、私の動いてきたスケジュールを文字にしてみようかと思う。いつから、どのようなところに働きかけて、結果どのようなに評価されてきたのか。実際出されているデータというものは、公表されているものなので、そのデータのどの部分が評価されていたのかということは、皆さんは分かっている。

福本 個人的には、日本協会や木村会長の動きというものが分かってきたし、その動きが分かれば、会費の値上げというものにも響いていくと思う。秋田県支部の会員にもそういった動きをきちんと知らせていくという仕事も秋田県支部の執行部の役割だけれども、もっと分かりやすく日本協会の動きが会員に分かれれば、会費の値上げは納得できるものになるのだと思う。

木村 来年度の前半に送る「JCMA通信」に、今までの動きをきちんと書き込んで、介護報酬改定に当たってこういった働きかけをしてきたと。ただ会員もお願いしたいのは、ただ口を開けて

情報を待っているだけではなくて、積極的に色々なところから情報を取ってきてもらいたいと思う。

福本 日本協会では「質の向上研修会」などを日本各地で開催しているが、秋田県支部としても日本協会とタイアップしながら秋田県で開催する、と進めていければ、日本協会の事務局が忙しくなるかも知れないけれども、それが秋田県支部の会員の目に日本協会が触れていくいい機会にもなるのではないかな。

木村 1月八戸で「質の向上研修会」をやりますが、八戸の介護支援専門員協会が手を上げて、みんなできると決まったこと。それこそ「持ち回り」というスタイルもあるかと思う。ぜひ秋田県支部でも開催してもらいたい。

福本 来年度は秋田県支部でも計画して、少しでも秋田県支部の会員に理解していただくと。そして日本協会にお願いしたいのは、様々な情報や経過を会員に触れさせるといったアクションを取ってもらいたい。

全国的に見れば、まだ3つの県が支部組織を作っていない。日本協会の肉付けという意味では非常に残念に思う。それについてはどう思うのか。

木村 加入していない県でも会員はいる。しかし、その県でまとめきれていないという問題がある。また、県支部があっても会員が20人30人というところもある。そのため来年度は活性化しなければいけないと思っている。東北では会員数の多さから見ると青森県支部が一番多く、その次が秋田県支部となっている。そういったことを考えると、青森県支部と秋田県支部がまとまって、東北はまとまってみんなできようという意識づくりを進めていってもいいと思う。

福本 今年8月の東北ブロック会議の際に、東北はまとまっていこうと合議させてもらっている。しかし今回の日本協会年会費値上げのことに関しては、各県支部がバラバラな対応をしてしまっている部分もあるので、そこは何とかまとまっていきたい。

木村 確かに東北ブロックがまとまって、会員を1つにまとめてもらいたいと思うし、様々な会議や研修会を通すなどして対応をして欲しい。日本協会に加入している会員に関しては「西高東低」と言われていて、西に会員が多い。すごく残念なのは、日本協会は「組織運営」なのだから、他の都道府県支部でいいところはどんどん吸収して、どんどん秋田県支部の力を成長させていってもらいたいのだ。

福本 秋田県支部の中には、日本協会の年会費値上げで今度は加入をパスすると意思表示をはっきりさせている会員がいるとも聞いている。今回、介護支援専門員実務受講試験に合格したメンバーにはこれから働きかけて、会員が減らないような作戦を県支部でも考えていきたい。

木村 私が驚いたのは、日本協会では昨年度だけで8,000人の新規会員がいるということ。今年度に関しては今の時点で4,000人弱の新規会員がいる。



新規で会員になられる介護支援専門員は、専門資格を取得したということに対する意識がとても高く、新しい情報を求めてくる意欲もとても強い。それは、日本協会に加入するメリットというものを情報としてすでに持っているということ。今後、値上げの影響で、日本協会を脱会される会員は脱会されたとして一旦は会員数が減るかも知れないが、また元に戻って更に会員数は増えていくのではないかと、私は予測している。

福本 秋田県支部では、立ち上げた日本協会を無くしてはいけないということで意思統一している。3年後をにらんでこれから新たな戦いや交渉を国会議員にしていかなければならない。そのためには、各都道府県支部の組織力が強くなければいけないけれども、それ以上に日本協会の力が強くなければならない。秋田県支部と日本協会が手を組んでいけるところは手を組んでいきたい。

◆ 日本介護支援専門員協会全国大会の開催について

福本 全国大会が青森県支部で開催されると聞いています。当然、隣県である秋田県支部の会員も何かのお手伝い、連携をしていかななくてはいけないと思っているが、その辺の計画を教えてください。

木村 新幹線が開通するのは、2010年の11月ぐらいになるのではないかと聞いている。11～12月に入ってしまうと青森県では雪が降ってきてしまうので、さすがに寒い時期の「雪の青森」を全国の皆さんにはご案内できないので、2011年の季節の良い時。そういうことで計画を進めている。だから、2年後だと思っておいてください。東北地方全体とは考えていないが、交通の便が良い隣県がまとまって、全国大会を盛り上げていってほしい。近畿・大阪がすごく羨ましいと思うのは、毎年1回ブロック大会を開催していること。府県が持ち回りで。将来のビジョンですが、時計回りなのかどうかは置いておいて、東北みんなでそういったブロック大会を開催してもらっても良いのではないかと思います。

支部の活性化、支部の活性化と言われていますが、私は重要なのは「事務局機能」だと思っている。その都道府県支部の事務局にはきちんと人を配置するべき。確かにコストはかかるかも知れないが、そのコストを捻出できるような運営をしてもらいたい。そこをお互いにアドバイス・支援していける体力を付けていって、事務局機能を高めていかないとマズいな、と思っている。

◆ 秋田県支部会員へのメッセージ

福本 ありがとうございます。それでは最後に、日本協会のPRと秋田県支部会員へのメッセージをお願いします。

木村 今まで話をしたように、制度のことや報酬のこと、厚生労働省との交渉などは、すべて日本協会が窓口一本となって対応してきました。今後も日本協会がその役割を果たしていきます。その時に秋田県支部の会員の皆さんには調査研究の結果を提出していただきたいですし、求められたことにだけ応えていくのではなくて、やはり現場で困っている声を、秋田県支部を通して日本協会に届けてもらいたいと思います。

地域で活動している1つ1つの声は、数が増えて1つの大きな力となって制度改正や報酬改正につなげていくことが出来ます。その1つ1つの声を大きくしていくことは、会員の皆さんだけでなく、秋田県支部・日本協会の役割でもあります。皆さん、一緒に頑張っていきましょう。

— 以 上 —

期 日：平成20年12月13日（土）
 時 間：15：00～17：00
 場 所：北秋田市米代町のダイニングバーにて
 記 録：秋田県北地区介護支援専門員協議会

【研修報告】

中央地区介護支援専門員協議会 第2回研修会

「ケアマネジメントに活かす

効果的な文章・記録の技術」

～利用者（家族）とケアチームの

「連携」を強める～

講師：ケアタウン総合研究所

高室 成幸 氏

日時：平成20年12月12日（金）

13:30～16:30

参加者：144名

会場：秋田県社会福祉会館10階会議室

（はじめに）

ケアマネジャーの仕事は、肉体労働でも頭脳労働でもない、心を使う「感情労働」である。メジャーリーガーの松坂も投げすぎれば肩を壊す。モチベーションマネジメントの「コツ」は、6割を利用者に、1割は家族に、1割はデスクワークに、残りの2割は自分と予備にもとっておくこと。こういったストレスケアにもふれながら講義がはじまりました。

介護支援専門員はじめ、介護サービスに携わる者にとって「記録がうまくできない」という悩みは少なくありませんが、このようなテーマの研修会は、首都圏では行われるが地方では珍しいとのこと。

（ケア現場に求められる文章力）

「正確な」「伝わる」「早く書ける」文章力が求められる。書きたい内容がいっぱいありすぎて、整理できないことが多いままであれば書けないし、アセスメント不足であれば尚更書くことはできない。たとえば、調理出来ないとすれば、調理動作のどの部分か？「洗う」「切る」「むく」「焼く」「煮る」等々。具体的にアセスメントしないと、さらにアセスメントを深く読み込まないと、正確に、伝わるような文章を早く書くことは困難。具体的なプランでなければ評価も曖昧になってしまう。面談時のメモ用紙として白紙のケアプランを使うといった工夫は後に整理しやすいといった意味でもよい。

（日本語の特徴と伝わる文章）

主語の位置が曖昧で述語が最後の日本語は世界でも少数派（英語や中国語は主語の次に述

語）。主語の位置によっては強調したいことが変わる。

また、表現が曖昧なことも多い。「日中独居」とは何時から何時なのか？「朝方」とは何時なのか？「近所への散歩」とはどの程度の距離なのか？「いつも」というが実際の頻度は？etc・・・これらの解釈は一人ひとり異なるもの。具体的であれば正確に伝わる。

一般的に、ケアプランをみると「下肢筋力」「機能維持」「生活制限」等といった四字熟語が多いのが現状。これらの言葉を使うことによって抽象的なプランになってしまっているといつてよい。たとえば「台所に15分立ってられるような下肢筋力」であれば、サービス事業所も具体的なリハビリプログラムを立てやすい。「時間」「距離」等、具体的な数字も伝わりやすい表現である。

（支援経過記録）

書式をみればわかるが、記載スペースがただ広だけで、記載方法は自由裁量である。ただし同じ事業所で記載方法・ルール（日時→場所→内容→対応といった記載順等）は決めておいた方がよい。ファイルをみる権利は利用者にあるが、記録方法がバラバラな事業者は信頼されない。トラブル等による捜査の対象となれば尚更である。

（その他）

○ プランの定型化はパソコンソフトの影響が大きい。個別にモニタリングすることができないプランになってしまっている。（介護保険前からデイサービスを利用している方でサー



ビス根拠が明確でない方には、段階的な説明が必要)。

- 相談相手や検証機会が少ない場合はケアプラン点検支援マニュアルが有効。
- 書く内容がまとまらない一因は書きたいと思うことが多いから（でも、まとめなければならない!）
- プランをみるのは利用者。しかし横長のレイアウトは、書式としては基本的に見難いもの。
- 話し言葉には略語が多い。たとえば「姉と一緒に出掛けた」の姉は誰の姉なのか？
- 「痛みもなくスムーズになっています」というようにスムーズ等の現象を表す言葉の前には理由を書く。ただ「スムーズになった」だけでは理由がわからない。
- 「掃除をしていない理由」は「やり方が分からないから」なのか、「寒いから」なのか・・・もっとアプローチしよう! でも、アセスメントはケアマネー人ではできない。チームアセスメントが必要。ヘルパー自身が分かっていることもいっぱいある。
- 短期目標が3ヶ月だけなのは疑問。目標によって異なるべき。介護は医療と違い数値で目標を設定し難いので具体的なプランは元々容易ではないが、やはり個別性・具体性を目指す。

（参加者の感想より）

「ケアプランは利用者のもので、利用者にわかるように書かなければいけないと頭では割っていたが、実際に「ここが」という指摘を聞いてはじめて「そうか」と納得した」他、沢山の感想をいただきました。

また先生の声思い出しました。「読むことと書くことは違う。書くことも訓練が必要、書いた文章は思い切って同僚に読んでもらおう!」

県南地区介護支援専門員協議会 第2回研修会

「支援者が成長する為の原則を学ぶ」

講師：神奈川県立保健福祉大学
准教授 川村 隆彦 氏

日時：平成20年11月24日（日）
13時00分～17時00分

参加者：140名

会場：グランドパレス川端

平成20年11月24日、大仙市グランドパレス川端で、神奈川県立保健福祉大学准教授川村隆彦先生を迎えて「支援者が成長する為の原則を学ぶ」をテーマに、研修会を行ないました。参加者約140名と多数の参加をいただき、会場内は熱気にあふれていました。



今回の研修は、各グループに分かれ担い手と受け手の気持ちを体感する中で物事を深く考える事の大切さを実感した研修でした。

実際、演習では椅子の上から後ろ向きで倒れる人を、他のメンバーが受け止めることをしたり、目隠しをしてロープを探し各グループで四角形を作ったり、又自分の目標を書き、皆の力を借りて全力で手に入れる等、各メンバーの協力・共同がなければ達成できない様な演習内容でした。更に、活動の中で川村先生から「自分の目標に気づく⇒書く⇒誰かに話す⇒行動を起こすことで、自分自身に許可を与え、一歩踏み出せる」「人は話しをする時に何かを学ぶのだ」と教えていただきました。



講義では、5つの物語から「何かに集中する時に人は何を作り出せるのか」「人は自分の持

っている素晴らしい価値に気づく時、問題を解決しようと歩き出す、自分を信頼する力は大きい」と川嶋先生から熱いメッセージをいただきました。

研修終了後に、秋田県介護支援専門員連絡協議会 福本雅治会長より、来年度から段階的に会費の値上げが余儀なくされ、ますます会員の皆様には負担をかけることとなりますが、ご協力をお願いしたいと話されました。

会員皆様方のご協力のもと、無事研修会を終えることが出来ました。ありがとうございました。

県北地区介護支援専門員協議会 第2回研修会
「認知症ケアの考え方と技術」
 ～適切な援助を提供するために～

講師：NPO法人認知症ケア研究所
 六角 僚子 氏

日時：平成20年10月11日（土）

参加者：約200名

会場：秋田しらかみ看護学院

平成20年10月11日（土）、能代市の秋田しらかみ看護学院にて、NPO法人認知症ケア研究所の六角僚子先生を講師に招き、「認知症ケアの考え方と技術～適切な援助を提供するために～」をテーマに第2回研修会を開催いたしました。

会場には200名近い参加者たち。今回の研修会は、協議会会員のケアマネジャーだけでは

なく、デイサービスセンターのスタッフ、グループホームのスタッフ、ホームヘルパーなど多くの職種の方が参加されました。

参加者からは事前にたくさんの質問を受け付けており、六角先生の経験から、認知症の人の食欲と性欲、家族介護、海外の研究、回想法、キッズヘルパーなどなど、1つ1つ丁寧にお応えいただき、参加者にとって「至福の時間」が続きました。

特に最後のDVDは他の研修会でも何度か観ていますが、毎回涙してしまいます。参加した会員の皆さんからも、「たくさんの良い刺激を受けた」との感想をいただいています。

認知症ケアについては、今後もたくさんのごことを考えていかなければなりません。今回の六角先生の講演は、自らの背中を押す力に変えて、今以上に前向きにそして上向きに取り組んでいける研修会となりました。



「ご意見・ご感想」をお聞かせください！

平成19年度から発行した広報も、今回で第4号となりました。これも、皆様のご理解、ご協力の賜物だとおもっております。この場を借りて感謝申し上げます。

さて、当広報は、日本協会が発行しているメールマガジンとの2本立てで、日本協会および県連絡協議会の動向、各地区の活動状況等をお伝えしてきました。

今後のより充実した内容を目指し、皆様からのご意見、ご感想を募集します。

送り先は下記まで郵送、ファックスまたはE-mailにてお送りください。

送り先：秋田県介護支援専門員連絡協議会 事務局

Tel：018-864-2715 Fax：018-864-2702

E-mail：shisetsu@akitakenshakyō.or.jp

(広報部会)



ケアマネ・ペンリレー



気分転換のススメ

仙北市社会福祉協議会 田沢湖ケアマネステーション 草薨 圭子さん

毎日の業務でパソコンをのぞいています。ピョコピョコと動き回る字を目で追いかけてばかりいると、いつの間にか肩と頭がどっしりと重くなったり、目がちかちかして焦点が定まらなくなったりします。一日の仕事が終わるころには疲労感でぐったり、ということが、ケアマネさんだったら皆さんが経験済みではありませんか。

そんな時の私は、パソコンの動く画面ではない、動かない本の活字を心底求めて、読書の時間を作ってしまう。それが私の手軽なリラックスタイムになっています。

もうずいぶん前になるけれど、高校時代に八戸市出身の作家・三浦哲郎の小説にめぐり会いました。彼は六人兄弟の末っ子で、そのうち姉妹四人を自死や失踪で失っています。不幸な境遇を背景に、己の《血脈》というものにさいなまれながらも希望に向かう主人公を描いた私小説的な文章が、読む人に何とはなく力を与えてくれます。

短編の『忍ぶ川』という小説は、社会への負い目を持つ男女が出会い、深い愛情を育てて雪深い八戸の男性の実家で結婚するまでの純愛物語です。映画化されたのでご存知の方もあろうかと思えます。世間の偏見や貧困にめげながらもお互いをいとおしむ二人に、読み進むうちに共感しながら、幸せな結末に安堵しました。読み終わるとふつふつと温かいものが芽生えていたものです。また、『白夜を旅する人々』という小説は、次々に自ら消えていった兄弟たちの心の軌跡を、「夜、自分の背中を消えた兄弟が支えてくれるのを感じながら」その兄弟たちになり変わって書いたという渾身の長編です。この本を私が手にした時は、ひとすじの明るい道が目の前に拓けたような思いをしました。それだけで疲労感がグッと軽減できます。

疲れた時の私の対処をお伝えしましたが、各人それぞれに疲労回復の手立てを持っていることと思います。毎日の繁雑な業務に押し流されて、自分の心のありようさえ見すえられない時こそ気分転換の時間を持ち、また明日からの業務に備えていきたいものです。

次は、県北地区から

北秋田市「老人保健施設もりよし荘」 庄司みどりさんです。



Column 「リレーすること」

「県北」→「中央」→「県南」の順で渡されるペンのバトン。今回は県南地区の草薨さんにバトンを握っていただきました。「心から感謝！！」です。

さて、リレーにはゴールがある筈。たとえばバケツリレーは消火のため。オリンピックのリレーはメダルのため。では、このケアマネ・ペンリレーのゴールは何？と自問自答するも、なかなか見えてこない。ゴールは何処にあるのだろう……。1,000人を超えるリレーのゴールはとっても遠いところにあるけれど、ゴールばかり気にしても仕方ない。バトンを渡し続けていこう。この度は、バトンとひとつの小説を持って次の走者へ向かって走り出します。

「日本介護支援専門員協会」ホームページ便り

今回は、メールマガジンの「お知らせメニュー」のご紹介です。登録されている方は、すでに目を通しているかと思いますが、まだ目を通していない方は、HPにてご覧ください。

平成20年12月22日（58号）

- ① 広報編集委員会からのおたより（今回は藤川委員より）
- ② 平成21年4月版 介護報酬改定資料集」発行のご案内（お申込みは都道府県支部経由で！）
- ③ 行政の動き
 - ・ 社会保障審議会統計分科会 生活機能分類専門委員会
 - ・ 介護予防継続的評価分析等検討会
 - ・ 終末期医療のあり方に関する懇談会
 - ・ 社会保障審議会障害者部会報告書
 - ・ 政府広報オンラインお役立ち動画「介護サービス情報の公表制度」

平成20年12月26日（59号）

- ① 行政の動き（資料はホームページの会員専用頁から）
 - ・ 社会保障審議会 介護給付費分科会
 - ・ 速報・平成21年度介護報酬改定の概要（一部抜粋）

平成20年12月29日（60号）

- ① 行政の動き（資料はホームページから）
 - ・ 社会保障審議会 介護給付費分科会
 - ・ 厚生労働省老健局振興課 遠藤征也課長補佐からのメッセージ
- ② 平成20年度 質の向上研修会のご案内

平成21年1月5日（61号）

- ◎ 新年のご挨拶 木村会長

平成21年1月13日（62号）

- ① 広報編集委員会からのおたより（今回は阿岸委員より）
- ② 大会、研修会のご案内
- ③ 「平成21年4月版 介護報酬改定資料集」発行のご案内（お申し込みは都道府県支部経由で！）

平成21年2月2日（63号）

- ① 当協会全国選出理事選挙公示について

平成21年2月11日（64号）

- ① 介護支援専門員賠償責任保険制度のご案内
- ② 介護支援専門員必携テキストシリーズの新刊のご案内
- ③ 「平成21年4月版介護報酬改定資料集～介護支援専門員に係る介護報酬改正点の解説～」発行のご案内
- ④ 介護報酬改定に関するご質問について
- ⑤ 行政のうごき

平成21年2月20日（65号）

- ① 行政のうごき ー全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議（その1）ー

平成21年2月23日（66号）

- ① 行政のうごき ー全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議（その2）ー



Column

「〇〇〇語録」

編集しながら、ふと一人の人物が頭に浮かんだ・・・
もし、彼がこの広報を読んだら、どんな感想をもつのかなあ。

『良い記事とそうでない記事は書く者には分らないものだ。

しかし記事の主旨は書く者が一番よく知っている。』

またピッチで元気な顔を見たいものだ。

秋田県介護支援専門員協議会 各地区インフォメーション

県北地区介護支援専門員協議会

地区会長 福本 雅治（東恵園地域生活支援センター）
事務局 花田 優 （東恵園地域生活支援センター）
TEL.0186-31-0100 FAX.23-8030
地区会員 395名

【主な活動内容】

平成20年度、県北地区では計3回の研修を行いました。そのうち、10月に能代市にて行われた「認知症ケアの考え方と技術～適切な援助を提供するために～」、及び、12月に北秋田市で行われた「介護保険制度の動向と制度を活用した地域支援マネジメント」につきましては、秋田県介護支援専門員連絡協議会との共催という形で開催し、中央地区・県南地区の会員の方々からご参加頂きました。また特別研修として、8月には北部老人福祉総合エリアにて「スーパービジョン研修会」、10月には先進地視察研修として「仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館」、「特別養護老人ホームせんだんの館テルベ」の視察を行いました。視察研修の際にも、中央地区の会員の方からのご参加を頂き、参加者一同、有意義な時間を過ごすことができました。

平成21年度も、中央・県南地区との更なる連携を図りながら、第4期介護保険事業に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

中央地区介護支援専門員協議会

地区会長 岩谷 淳志（ケアプランセンターてんのう）
 事務局 清水由美子（清水社会福祉士事務所）
 TEL.018-839-2268 FAX.838-4888
 地区会員 392名 賛助会員1団体1名

【介護支援専門員の権利を擁護すること】

『介護保険給付適正化が推進されている中、介護支援専門員は、今後も介護保険制度の要としての役割が増していくものと考えられる。一方、施設及び在宅利用者の要望に応えるべく、膨大な業務により多忙を極めている介護支援専門員も少なくない現状である。こうした状況を踏まえ、県北・県南地区とも連携を図り、介護支援専門員業務に効果的な研修の機会を提供できるような活動に今後一層取り組む』とは当会の事業方針であります。これを振り返りながら、介護支援専門員皆さんの個々によって評価が異なること、又、介護支援専門員の皆さんには同様に効果的な研修の機会を得る権利があることをあらためて強く感じております。

平成21年度の介護報酬改定の概要をみると、居宅の介護支援専門員の場合でいえば、医療連携加算における情報提供の方法（内容、提示・連絡方法等）で過不足ないものが求められること、認知症高齢者・独居高齢者への居宅介護支援のアプローチに工夫が一層求められるであろうと考えております。平成21年度も（当会は役員改選の年度ですが）会員の皆さんの声を聞きながら研修会を開催してまいります。

県南地区介護支援専門員協議会

地区会長 佐々木 生久夫（羽後町高瀬居宅介護支援事業所）
 事務局 佐々木 尚敏（羽後町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所）
 TEL.0183-62-5313 FAX.62-5314
 地区会員 376名

【活動報告】

昨年11月24日（日）に、川村隆彦先生（神奈川県立大保健福祉大学准教授）を講師に迎え、「支援者が成長する為の原則を学ぶ」をテーマに、第2回研修会を行いました。五感を使った体験学習法（トラストチェアー・パーフェクトサークル・コミットメントサークル）を実際に活動しながら体験し、この「体験から学ぶ」ことが、いかにパワフルなことかを実感された参加者も多かったと思います。又研修会終了後の懇親会では、レクリエーション委員会が中心となり、各会員の方々と交流を図る場面を作っていただきました。懇親会が終了する頃にはすっかり意気投合し、固い絆で結ばれたようでした。これも研修会のお陰でしょうか・・・。

今後の活動として、平成21年2月27日（金）に、他職種のソーシャルワークを学ぶことによって自立支援の中身を具体的に、目に見える形で体感できないものか？という視点で、中通総合病院 医療相談室 田中誠氏を講師にむかえ「ケアマネジメント・ワークショップ」を開催致します。又次年度の活動に活用していく為に、ケアマネジャーの実態の把握や、会員の意見をアンケート形式で集約という形で実態調査・アンケートを実施している最中です。

年度末をむかえ、ますますお忙しい時期とは存じますが、今後も会員皆様方のご協力を頂き活動をしていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。 **県南4649！！**



Column

「福祉のニースと世界経済」

先日、障害福祉サービスの報酬改定案が発表された。報酬アップで介護従事者の処遇改善につなげ、人材確保を図ることを狙うという。児童福祉においては、保育所の待機児童対策として、保育ママ制度

《 会員情報の変更をお知らせください 》

会員の方から、会報が届いていない等の声が届いています。引越した、転職したなど、会員情報（自宅住所、勤務先等）が変わっている可能性があります。会員情報変更の際は、「変更届け（所定の様式）」にて、ご報告願います。なお、様式につきましては、下記の所属する地区事務局までお問い合わせください。

県北地区	花田 優	（東恵園地域生活支援センター）	TEL. 0186-31-0100
中央地区	清水由美子	（清水社会福祉士事務所）	TEL. 018-839-2268
県南地区	佐々木尚敏	（羽後町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所）	TEL. 0183-62-5313

【お知らせ】秋田県健康福祉部長寿社会課より

平成21年度介護報酬改定について

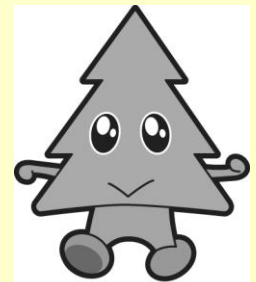
<基本的な考え方>

1. 改定率について

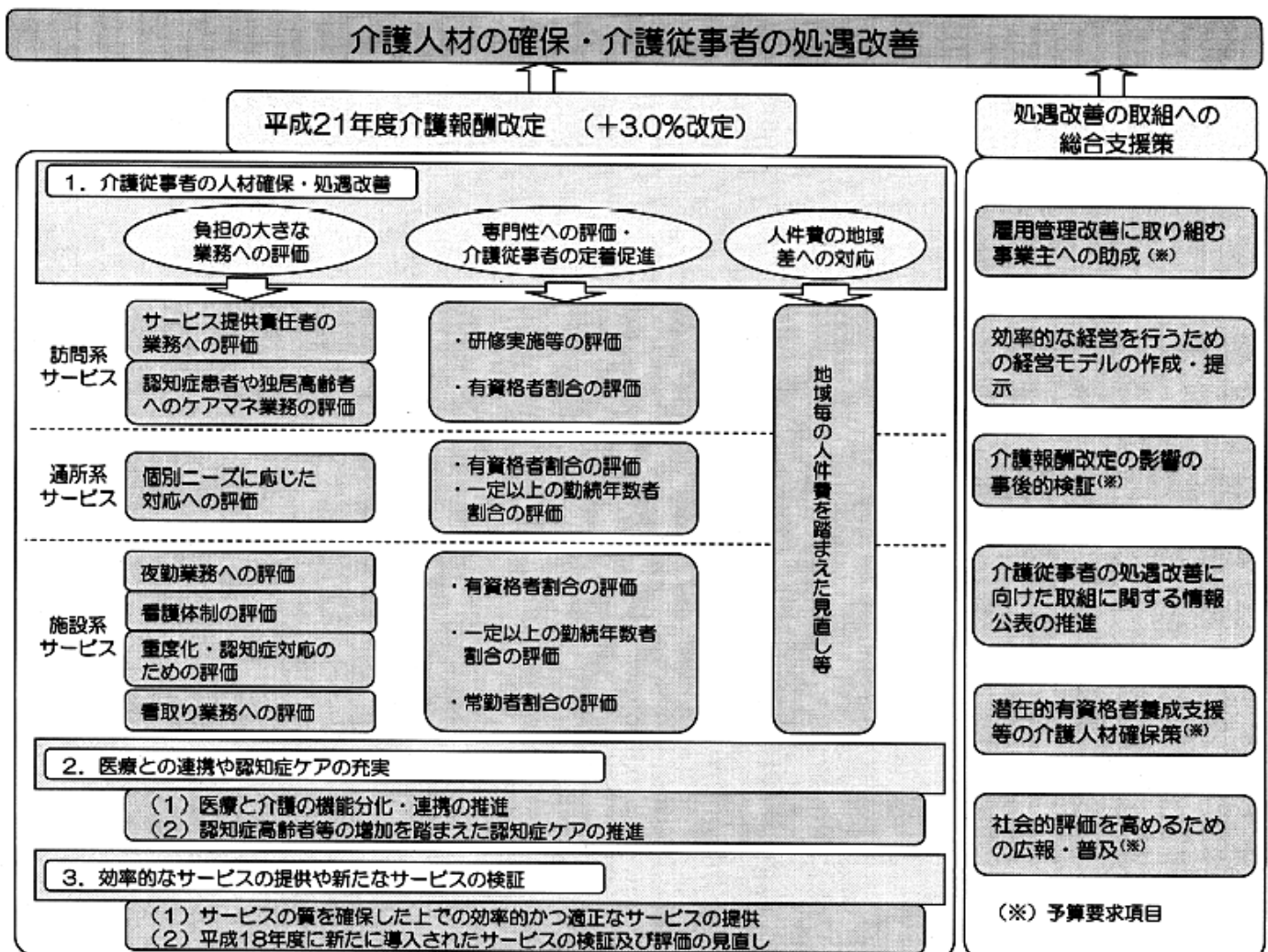
- 介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況
 - 本年の通常国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立
 - 平成20年10月30日に、政府・与党において「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」として、平成21年度介護報酬改定率を3.0%とすることが決定
- 【介護報酬改定率 3.0%】（うち、在宅分1.7%、施設1.3%）

2. 基本的な視点

- 介護従事者の人材確保・処遇改善
- 医療との連携や認知症ケアの充実
 - ・医療と介護の機能分化・連携の推進
 - ・認知症高齢者等の増加を踏まえた認知症ケアの推進
- 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証
 - ・サービスの質を確保した上での効率的かつ適正なサービスの提供
 - ・平成18年度に新たに導入されたサービスの検証及び評価の見直し



秋田県マスコット スギッチ



業務管理体制の整備について

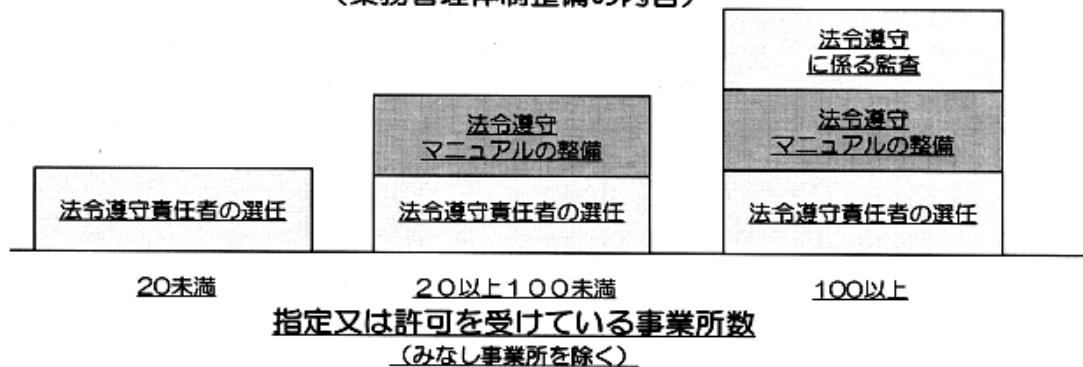
介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、業務管理体制の整備に関する届出が必要となります。（施行日：平成21年5月1日）

業務管理体制の最初の届出は、施行後半年以内に行うことになります。

業務管理体制の整備

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

（業務管理体制整備の内容）



届出先

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

※業務管理体制の最初の届出は、施行後半年以内に行うこととする。

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護及び訪問リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

特定事業所集中減算に係る報告書の提出について

平成20年度後期の報告書の提出期限は、平成21年3月15日です。

正当な理由は、平成20年度前期と同じです。報告様式と正当な理由は「美の国あきたネット」に掲載していますので、忘れずに提出してください。

介護保険制度改正に伴う事業者説明会について

平成21年3月中旬～下旬に介護保険制度改正に伴う事業者向けに説明会を開催する予定です。日時・会場は変更の可能性があります。

事業者あての開催通知をご確認のうえ、出席してください。

地区	開催月日 (予定)	会場 (予定)
県南地区	平成21年3月16日 (月)	横手市民会館
県北地区	平成21年3月17日 (火)	北秋田市文化会館
由利本荘・にかほ地区	平成21年3月19日 (木)	本荘由利広域行政センター
中央地区	平成21年3月23日 (月)	秋田県庁第2庁舎
	平成21年3月25日 (水)	

介護支援専門員証の更新手続きや住所変更の手続きをお忘れではありませんか？

◆ 次のいずれかに該当する場合は、秋田県知事に届出をする必要があります。

1. 登録事項（氏名・住所）に変更があったとき
2. 員証を亡失、滅失、汚損、破損したとき
3. 死亡したとき（相続人の届出）
4. 禁錮以上の刑に処せられたとき
5. 介護保険法その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令に定めるものの規定により罰金の刑に処されたとき
6. その他、登録の消除をするとき

◆ 登録や更新、員証の交付には、秋田県の条例に基づいた「手数料」がかかります。（相当する金額を秋田県収入証紙で納付）

◆ 申請書類に不備がある場合は受付できませんので、提出前に再度確認してください。

◇パソコン等で作成した申請書でも構いませんが、必ず押印してください。

◇申請書の様式等は、秋田県庁のホームページ（美の国あきたネット）へ掲載されています。

美の国あきたネット URL <http://www.pref.akita.lg.jp/>
 美の国あきたネット→ 健康・福祉 → 高齢者・介護・国保
 → 介護支援専門員（ケアマネジャー）関連
 → 介護支援専門員名簿登録管理事業申請書

介護支援専門員証有効期間を更新し、員証の交付を受けなければ、有効期間満了後、介護支援専門員として実務に就くことはできません。

万が一、会員証の交付を受けず、実務に就いた場合は登録が取り消されます。

提出先（問い合わせ先）

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県庁 秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班

TEL 018-860-1366



「コラムを掲載してみませんか？」

当広報では、皆さんからのコラムを募集します。仕事のこと、趣味のこと、普段思っていること、恋愛について・・・等々テーマは自由です。字数は400字以内。川柳もOK！
 実名・ペンネームどちらでもかまいません。皆さんからのご応募、心よりお待ちしております。

送り先は、下記です。郵送、ファックスまたはE-mailにてお送りください。

《あて先》

秋田県介護支援専門員連絡協議会 事務局 「コラム募集」係

Tel: 018-864-2715 Fax: 018-864-2702

E-mail: shisetsu@akitakenshakyo.or.jp

(広報部会)

【お知らせ】秋田県長寿社会振興財団より（LL財団）

平成20年度秋田県介護支援専門員実務研修受講試験について

受験申込者、受験者及び合格者数（平成20年10月19日実施）

受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
1,875人	1,757人	347人	19.7%

（参考）

	16年度	17年度	18年度	19年度
受験者数	1,342人	1,563人	1,613人	1,719人
合格者数	372人	348人	325人	350人
合格率	27.7%	22.3%	20.1%	20.4%

①職種別				
	17年	18年	19年	20年
医師	0	1	0	0
歯科医師	0	0	0	1
薬剤師	7	1	2	0
保健師	7	5	6	5
助産師	0	1	0	2
看護師	83	31	34	30
准看護師	16	6	12	8
理学療法士	1	1	1	3
作業療法士	6	3	3	1
社会福祉士	9	8	13	13
介護福祉士	174	234	245	251
視能訓練士	1	0	0	0
義肢装具士	0	0	0	0
歯科衛生士	7	6	6	7
言語聴覚士	1	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゅう師	1	0	0	1
柔道整復師	0	0	0	0
栄養士 （管理栄養士を含む）	1	2	3	2
精神保健福祉士	3	2	2	2
相談援助業務	25	22	14	12
介護等業務	6	2	9	9
計	348	325	350	347

（人）

②地域別（勤務先による）				
	17年	18年	19年	20年
県北	87	76	90	88
中央	165	151	151	147
県南	96	98	109	112
計	348	325	350	347

（人）

③性別				
	17年	18年	19年	20年
男性	69	83	90	85
女性	279	242	260	262
計	348	325	350	347

（人）

④年代別				
	17年	18年	19年	20年
20代	103	90	79	101
30代	112	100	119	109
40代	91	77	99	83
50代	38	52	47	49
60代	4	6	6	5
70代	0	0	0	0
計	348	325	350	347

（人）

事務局だより

● 理事会

〔第1回〕平成20年4月19日（土）

- ・平成19年度事業報告及び決算見込みについて
- ・平成20年度事業計画（案）並びに予算（案）について
- ・第1回研修会の内容について（介護報酬の改定と介護支援専門員が担う役割）
- ・総会の進め方について

〔第2回〕平成20年6月24日（火）

- ・会員の入会状況の確認について
- ・部会の設置等事業の進め方について
- ・年間事業スケジュールの確認について
- ・講習会での人材育成について（介護支援専門員研修における指導者の育成）

〔第3回〕平成20年9月20日（金）

- ・諸連絡（東北ブロック会議等）について
- ・会員の入会状況の確認について（人事異動等の会員情報の把握及び情報提供）
- ・部会の設置等組織のあり方について

〔第4回〕平成20年11月29日（土）

- ・上半期事業評価について
- ・次年度の方針について
- ・各部会の設置・会則の変更について（研修部会及び調査・研究部会）

〔第5回〕平成21年2月7日（土）

- ・平成20年度事業報告及び決算見込みについて
- ・平成21年度事業計画（案）・予算（案）について
- ・各部会の設置・会則の変更について（研修部会及び調査・研究部会）

◎ 研修部会

〔第1回〕平成20年9月20日（金）

- ・部会の設置・構成について
- ・平成20年度の活動計画について

〔第2回〕平成20年11月29日（土）

- ・平成20・21年度の活動計画について

《活動内容》

- ・研修に関するアンケート実施
- ・県から受託予定の「介護予防支援指導者及び従事者研修」の進め方の検討
- ・県及び各地区研修の関連付けについて検討
- ・資格取得受験対策講座について検討

◎ 調査・研究部会

〔第1回〕平成20年9月20日（金）

- ・部会の設置・構成について
- ・平成20年度の活動計画について

〔第2回〕平成20年11月29日（土）

- ・平成20・21年度の活動計画について

《活動内容》

- ・介護支援専門員が抱えている課題や問題が解決できるよう、会員のバックアップ体制作りを目的とした調査研究を目指す
- ・次年度は調査に重点活動とし計画する

◎ 広報部会

〔第1回〕平成20年7月5日（土）

- ・平成20年度の活動計画について
- ・第1回広報（案）について

〔第2回〕平成20年11月1日（土）

- ・第2回広報（案）／発行時期について

〔第3回〕平成20年1月31日（土）

- ・第2回広報（案）／発行時期について

《活動内容》

- ・会員の皆様に必要な情報を提供する
- ・年間の会活動を報告する

第4号（発行日 平成21年3月1日） 年2回発行

発行 秋田県介護支援専門員連絡協議会

事務局 〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉協議会内

Tel: 018-864-2715 Fax: 018-864-2702

E-mail: shisetsu@akitakenshakyō.or.jp

広報部会

長尾 良子（中央地区介護支援専門員協議会）

袴田 光樹（県北地区介護支援専門員協議会）

岩谷 淳志（中央地区介護支援専門員協議会）

渡部 勝（県南地区介護支援専門員協議会）

山崎 弘子（中央地区介護支援専門員協議会）

綿貫 哲（県南地区介護支援専門員協議会）